

○ 男鹿地区消防一部事務組合高規格救急隊運用要綱

平成28年5月11日

要綱第3号

改正 平成30年3月28日 要綱第1号

令和2年2月28日 訓令第7号

令和2年9月28日 訓令第8号

(目的)

第1条 この訓令は、高規格救急隊の運用に関し基本的事項を定め、傷病者の救命率向上に資することを目的とする。

(高規格救急隊)

第2条 高規格救急隊とは、救急業務実施基準第14条に定める資器材を搭載した救急自動車に救急救命士（救急救命士法第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する者が搭乗するものをいう。

(編成)

第3条 高規格救急隊の編成は、前条の救急救命士の他、消防法施行令第44条第5項に規定する隊員によるものとする。

(運用隊)

第4条 高規格常時運用隊は、本署救急隊、北救急隊、東救急隊、天王救急隊、天王南救急隊、若美救急隊とし、他の救急隊にあっては救急救命士が搭乗した場合に高規格救急隊として運用するものとする。

(救命対応事案)

第5条 救急業務実施基準第15条のうち、次に掲げるものは救命対応事案として、高規格救急隊が対応するものとする。

- (1) 心肺機能停止状態にある者、もしくは救急救命士法施行規則第21条に規定する救急救命処置を必要とする者。
- (2) 多発外傷、大出血、広範囲熱傷、アナフィラキシー、意識障害等の傷病者で、救急救命処置を必要とする者。
- (3) 精神科、産婦人科、小児科領域で、緊急に応急処置を必要とする者、及び意識がない者とする。

(出動区分)

第6条 高規格救急隊の出動区分は、次のとおりとする。

- (1) 救急出動要請があった場合、要請者から症状を聴取し、前条に掲げる傷病者と判断したとき、または通報内容から傷病者の状態がまったく把握できないときとする。
- (2) 救急救命士が搭乗しない救急隊が単隊で出動した救急事故で、当該事故の傷病者が前条に掲げる者である場合は、直ちに高規格救急隊の出動を要請するものとする。この場合、高規格救急隊が現場に到着するまで長時間要すると判断したときは、傷病者の搬送を開始し、途中で高規格救急隊に引き継ぐものとする。
- (3) 前各号のほか、要請内容や状況等を総合的に判断して、通信指令員が必要と認めた場合とする。

(活動基準)

第7条 高規格救急隊の活動は、救急隊員の行う応急処置等の基準によるほか、秋田県メディカルコントロール協議会が定めるプロトコルによるものとする。

(搬送医療機関の選定)

第8条 搬送医療機関は、原則として指示医師の所属医療機関とするほか、秋田県「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」(平成23年3月1日施行)によるものとする。

(保守管理)

第9条 高規格救急隊の使用する医療資器材、医薬品等の補充及び廃棄処分等の管理は、救急救命士が行うものとする。

(準 用)

第10条 高規格救急隊の運用にあたってはこの訓令によるほか、男鹿地区消防一部事務組合救急業務に関する規則及び男鹿地区消防一部事務組合救急業務取扱規程によるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。